



調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項	<p><u>調剤管理料</u></p> <p>当薬局では、お薬を安心して安全にご利用いただけるよう、薬の使用履歴（薬剤服用歴）を活用しています。処方された薬剤について、患者様等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行ったうえで、薬剤服用歴への記録その他の管理を行った場合、調剤の内容に応じ、処方箋受付 1回につき厚生労働省所定の調剤管理料を算定しております。</p> <p><u>服薬管理指導料</u></p> <p>当薬局では患者様ごとに作成した薬剤服用歴に基づいて処方された薬剤の重複投与、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行っております。また、必要に応じて医薬品リスク管理計画（RMP）に基づく資材を活用いたします。</p> <p>処方薬や情報提供内容等の記録管理を行った場合であって、以下の場合に応じて厚生労働省所定の服薬管理指導料を算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none">■前回から3ヶ月以内に再度処方箋を持参した患者様への情報提供等の場合■前回から3ヶ月経過しているまたは、お薬手帳の持参又は提示のない患者様への情報提供料の場合■介護老人福祉施設等に入居している患者様への情報提供等の場合■情報通信機器を用いた情報提供を行い前回から3ヶ月以内に処方箋を提出した患者様の場合■情報通信機器を用いた情報提供を行い前回から3ヶ月経過しているまたは、お薬手帳の持参又は提示のない場合■かかりつけ薬剤師による情報提供の場合
特掲診療料の施設基準に関する事項	<p>調剤報酬に関する下記の施設基準を地方厚生局に届出しております。</p> <ul style="list-style-type: none">・調剤基本料 1・後発医薬品調剤体制加算 3・医療DX推進体制整備加算・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料・在宅患者訪問薬剤管理指導料
明細書の発行状況に関する事項	<p>当薬局では、医療の透明化と患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望されない場合は事前にお申し出ください。</p>
長期収載品の選定療養に関する事項	<p>令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。</p> <p>先発医薬品と後発医薬品の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます（選定療養）。</p> <p>後発医薬品への変更について、ご相談がありましたらお声掛けください。</p> <p>※ただし医師の指示や供給が不安定な医薬品等は引き続き保険給付対象の場合もあります。</p>
医療情報取得加算に関する事項	<p>当薬局では、オンライン資格確認等システムを通じて、ご同意いただいた患者さまの診療情報・薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用する体制を整えております。</p> <p>また、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進や、電子処方箋・電子カルテ情報の共有サービスなど、デジタル化による医療の質の向上にも積極的に取り組んでおります。</p>
医療DX推進体制整備加算に関する事項	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none">・オンラインによる調剤報酬の請求・オンライン資格確認を行う体制・活用・電子処方箋により調剤する体制・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制・マイナ保険証の利用率が一定割合以上・医療DX推進の体制に関する掲示・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
居宅療養管理指導に関する事項	<ol style="list-style-type: none">1. 提供するサービスの種類：居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導2. 営業日および営業時間 月・火・木・金曜 8:30～18:30、水・土曜 8:30～12:30、日曜・祝日 休み ※ なお緊急時は上記の限りではありません。3. 利用料金<ol style="list-style-type: none">1. 単一建物診療患者様が1人の場合 518円／回2. 単一建物診療患者様が2～9人の場合 379円／回3. 1及び2以外の場合 342円／回4. 1または2で情報通信機器を用いて行う場合 46円／回<p>※ 上記金額は1割負担の方で、2割負担の方は別途になります。</p><p>※ 算定する日の間隔は6日以上、かつ4回を限度。ただし、末期の悪性腫瘍又は中心静脈栄養を受けている方の場合は、週に2回かつ月に8回を限度。</p><p>※ 麻薬等の薬剤管理が必要な場合は、上記金額に100円が加算されます。</p>

容器代等保険外費用に関する事項	<p>当薬局では、療養給付と直接関係のない以下の項目において、実費で負担をお願いしております。ご理解賜りますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>○患者様の希望等による一包化 ・7日分ごとに100円（43日以上は一律700円）</p> <p>○薬剤の容器代 シロップや軟膏の容器代について、令和6年 診療報酬改定の厚生労働省の指示に基づき、容器代を以下の金額で実費請求させていただいております。 また患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者様のご負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・軟膏容器 6～12ml：20円、24～60ml：40円、120ml：50円・水剤容器 30～100ml：30円、150ml：40円、200ml：50円、300ml：60円
-----------------	--